

## 令和8年度「建機付属クレーン部分」の 定期自主検査者安全教育の開催について

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。

クレーン機能を備えた油圧ショベルの場合、油圧ショベルの部分に関しては特定自主検査を、また、油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分(以下「建機付属クレーン部分」という。)に関しては定期自主検査を各々行わなければならないこととなります。

当該機械の特定自主検査有資格者に対して特定自主検査と建機付属クレーン部分の定期自主検査が同時に行うことができるように、「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を実施することと致しましたので、ご案内申し上げます。

### 記

1. 研修日時 令和8年8月26日(水) 13:00～16:40(受付は12:50から)

2. 研修会場 青森市はまなす会館  
青森市問屋町1丁目10-10 017-738-4821

### 3. 研修内容と研修時間

科目	範囲	教育時間
移動式クレーン定期自主検査の意義	クレーン機能を備えた車両系建設機械の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5時間
移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識	モード切替スイッチ、キャブ又はキャノピー等の検査方法及び判定基準	0.5時間
移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	フックブロックの検査方法及び判定基準	0.25時間
移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基準	1時間
移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	つり上げ試験、旋回試験及び走行試験による移動式クレーンの能力に関する検査方法及び判定基準	0.75時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則のうち、移動式クレーンの定期自主検査に係るもの 2. 災害事例	0.5時間
教育時間合計		3.5時間 (休憩を除く210分)

#### 4. 教育の受講対象者

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用)の特定自主検査者で、クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査を行う検査者。

※ 事業内及び検査業の検査者も同じカリキュラムで3.5時間研修となります。

#### 5. 教育受講料

事業所に受講票と請求書到着後、金額をご確認の上お振込みをお願いします。

	会 員 / 一 般
受講料	8,800 円

※ 上記受講料にはテキスト代及び消費税 10%が含まれます。

#### 6. 申込方法

- ① 受講を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入し、受講資格を証明する修了証または証書等の写しを添えて下記申込先へお申込み下さい。
- ② 受講申込者には、受講票を事業所宛てに送付します。受講料の請求書をご確認いただき、下記振込先口座へお振込み下さい。

申込先	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 青森県支部 〒030-0902 青森市合浦1丁目 10-7 TEL 017-765-5432 FAX 017-765-5433
振込先	青森みちのく銀行 大野支店 普通預金 No.33216 (フリガナ) ケンニキョウ (なまえ) 建 荷 協

#### 7. 研修人員

定員になりましたら、締め切らせていただきます。

#### 8. 教育修了証の発行

安全教育を受講された方には、教育終了後、安全教育を受講した証として、当該教育に関する修了証が発行されます。当日、受講確認書にサイン後、配布いたします。

#### 9. その他

- ① テキストは入金確認後、事業所に送付します。
- ② 受講当日、受講票とテキストをご持参下さい。

以 上